

## 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称 全史料協)といい、事務局を会長の所属する機関に置く。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互の情報交換
- 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
- 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催
- 四 機関紙の発行
- 五 その他必要な事業

(会員)

第4条 この会は、機関会員及び個人会員によって構成する。

2 機関会員とは、歴史資料保存利用機関又はこれに準ずる機関の加入者をいい、個人会員とは、現在歴史資料保存利用機関又はこれに準ずる機関に勤務する者、若しくは過去に勤務して業務経験をもつもののうち、この会の目的に賛同して入会した者をいう。

3 この会への入会に当たっては、入会申込書を事務局に提出し所定の手続を経るものとする。

4 この会の退会は、退会の申出による。ただし、会費の納入が2年以上ない場合は退会したものとみなす。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(地域別協議会)

第6条 この会に地域別協議会を置くことができる。地域別協議会の名称及び会則は別に定める。

(顧問及び参与)

第7条 この会に顧問及び参与若干名をおくことができる。

2 顧問は、この会の重要事項に関し、参与は、この会の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

3 顧問及び参与は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 顧問及び参与の任期は、それぞれ2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員)

第8条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。

3 理事は会務を執行する。

4 監事は会務及び会計を監査する。

(委員会)

第11条 この会に会務執行上必要に応じ委員会をおく。

- 2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名をおく。
- 4 委員長は副会長及び理事の中から選び、並に委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び委員の任期)

第12条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で辞任した役員或は委員を補充した場合の任期は、当該役員或は委員の残任期間とする。
- (会議)

第13条 この会の会議は、総会、役員会、及び委員会とする。

- 2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。
- 3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 4 委員会は随時開催し、委員長がこれを招集する。
- 5 議事は、出席会員の過半数の賛成によって決するものとする。ただし総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各1に対し、それぞれ2及び1を投票数とする。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。

(規定外事項)

第17条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。

- 2 会長が総会を招集する暇がないと認めるときは、会長はその決定すべき事項を処分することができる。
- 3 前項の規定による処置については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認をに求めなければならない。

付 則

(施行期日)

この会則は、昭和51年2月21日から施行する。

付 則

昭和53年11月21日一部改正

付 則

昭和59年10月25日一部改正

付 則

昭和62年10月1日一部改正

付 則

昭和63年10月6日一部改正

付 則

平成6年10月20日一部改正